

(1)算定の対象となる重量

① 特定第一種荷主

各年度において、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を行わせた貨物の合計の重量を算定してください。

② 特定第二種荷主

各年度において、次に掲げる貨物の合計の重量を算定してください。ただし、自ら貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの（運転者と貨物の受渡しをするが第一種荷主に該当するもの）並びに当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができないものを除きます。

(i) 自らの事業に関して、運転者から受け取る貨物

(ii) 自らの事業に関して、他の者をして運転者から受け取らせる貨物

(iii) 自らの事業に関して、運転者に引き渡す貨物

(iv) 自らの事業に関して、他の者をして運転者に引き渡させる貨物

※貨物は、主要な商品に限らず、全ての商品と事業に必要な資材、事務用品等を含みますが、

(2)(i)～(iv)の重量は考慮しないことができます。

※ある貨物を中継しながら輸送する場合、貨物自動車を手配するごとに取扱貨物の重量に計上してください⁴(物流パターンごとの荷主の考え方集 1-3⁵参照)。

(2)算定方法

第一種荷主及び第二種荷主の取扱貨物の重量の算定方法については、届出省令第1条及び第5条において、以下①～⑧の内容が規定されています。

○第一種荷主(届出省令第1条)

① 実測

② 単位数量当たりの重量×数量(個数など)

③ 容積を当該対象貨物の重量に換算

④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数

⑤ 売上額又は仕入額÷単位重量当たりの額

⑥ 第二種荷主としての重量÷第一種荷主としての重量とする(たとえば卸が出荷量を入荷量と同量として推計する方法)

⑦ 運送契約又は物品の売買等の契約において定められている重量

⑧ ①～⑦の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

⁴ 例えば、mtンの貨物を「自社工場→自社施設→自社物流センター」というフローで貨物自動車に運送させている場合は、mtンの貨物を2回運送させているため、当該フロー全体における「取扱貨物の重量」は2mtンとなる。共同配送など1運行の途中で貨物の積卸しがある場合については、積卸しの度に積載総重量を計上する必要はなく、当該1運行で当該荷主が運送させた又は受け渡した貨物の純重量を計上すればよい。

⁵ 物流効率化法理解促進ポータルサイトに掲載している「物流パターンごとの荷主の考え方集」参照

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/sippers/judgment-criteria/>

○第二種荷主(届出省令第5条)

- ① 実測
- ② 単位数量当たりの重量×数量(個数など)
- ③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
- ④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
- ⑤ 売上額又は仕入額÷単位重量当たりの額
- ⑥ 第一種荷主としての重量÷第二種荷主としての重量とする
- ⑦ 物品の売買等の契約において定められている重量
- ⑧ ①～⑦の方法により対象貨物の重量を算定することが困難である認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

さらに、第一種荷主又は第二種荷主としての重量の算定に当たっては、以下の(i)～(iv)の重量を考慮しないことができるとされています。

(i)郵便物

(ii)信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第3項に規定する信書便物をいう。)

(iii)特別宅配貨物(特別積合せ貨物運送⁶又はこれに準じる運送であって、一の運送契約により一個の貨物を運送する方法により運送される、1個当たりの重量が30kg以内の貨物をいい、当該貨物と同時に受渡しが行われる他の貨物との合計の重量が150kg未満のものに限る。)

(iv)軽量な資材や事務用品⁷

取扱貨物の重量の算定方法は、各事業者において事業の特性に鑑みて適切と考えられるものを選択することとなっています。また、取扱貨物や事業に応じて①～⑧を使い分け、それらを足し合わせて算出する事も可能です。算定方法を届出に記載する必要はありませんが、報告徴収等があった場合は対応できるように整理ください。

なお、様式第1は、取扱貨物の重量が基準重量以上である場合にその旨をチェックボックス形式で回答することとしており、具体的な重量の数値は任意記載としているため、9万トン以上であることが確実な場合に精密な算定を求めるものではありません。

参考として、

- ②の「単位数量当たりの重量」、③の「容積を当該対象貨物の重量に換算」、④の「平均積載量」、⑤の「単位重量当たりの額」については、事業者においてサンプル調査を行い設定することが可能です。
- ③の「容積を当該対象貨物の重量に換算」について、例えば1立方メートルあたり280kg

⁶ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。

⁷ 資材、事務用品等は、当該事業者の対象貨物の重量の合計の1%程度までであれば算定対象から除くことができるものとする。

として換算することが可能です。

- ⑤の「単位重量当たりの額」について、例えば全国貨物純流動調査（物流センサス⁸）の出荷原単位を用いることが可能です。全国貨物純流動調査（物流センサス）は回答者数が限られており、実施年度間で値の変動が大きいこともある点には留意が必要です。
- 特定荷主に該当する事業者の売上額の規模の目安を、公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会において調査し、以下の web ページで公開しています。

(URL)<https://www1.logistics.or.jp/data/freight-calc/>

⁸全国の事業所において発生する貨物の流動実態の把握を目的とした統計調査であり、国土交通省が5年毎に調査を実施している。